

平成22年2月28日

第62号

# NJ 素流協 News

平成22年2月28日発行・発行所 ノースジャパン素材流通協同組合 〒020-0024 盛岡市菜園1丁目3-6（農林会館9階）  
TEL 019(652)7227 / FAX 019(654)8533 / <http://www.soryukyo.or.jp/index.html>

## 森林・林業再生プラン

### ～コンクリート社会から木の社会へ～

昨年十二月二十五日、農林水産省は「森林・林業再生プラン」を公表した。同プランは、「今後十年間を目途に、路網の整備、森林施設の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進める」ともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針として作成された（林野庁ホームページより）。

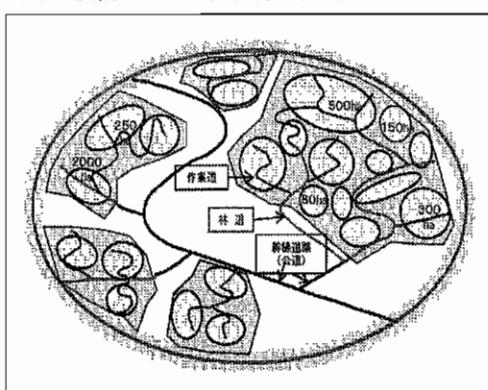
去る平成十九年七月民主党は「森と里の再生プラン」を策定し、政権獲得が実現した暁には持続可能な森林経営や木材加工業の活性化を進め、地域再生と雇用拡大につなげると発表した。今回の「再生プラン」は、その流れを受けて内容を整理、拡充したものと言えそうである。

具体的には、①森林の有する多

面的機能の持続的発揮、②林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、③木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献、この三点を基本理念として、十年後に木材自給率を五〇%以上、年間の生産量を四五五、〇〇〇万m<sup>3</sup>（現状自給率一四%、生産量一、八〇〇万m<sup>3</sup>）にする」と、そのために経営技術の高度化、人材育成、加工・流通構造の改革や木材利用の拡大、さらに制度面

の改革を進めることとしている。各々の課題については、平成二十三年度予算要求に向けて対応策を検討していくほか、課題によつては二十二年度中に対応策をとりまとめて、順次実施するとしている。また制度改訂に関しては、今年末には最終とりまとめを行い、新しい森林・林業基本計画の素案策定に反映させるとしている。

図 検討している集約化施設のイメージ



同プラン遂行のための体制としては、農林水産省内に農林水産大臣を本部長とする「森林・林業再生プラン推進本部」を設置、その下に制度面、実践面それぞれの具体的な対策の検討を行うために、五つの検討委員会を置いている。各検討委員会の構成員は、林野庁の関係各課の長に加え、外部委員として全国の大学・研究所の教授・研究者、地方自治体・森林組合の首長・職員、林業・林産業従事者等が委員として委嘱されている。また各委員会の会合には、ドイツの林業システムとわが国林業の比較研究を行つた㈱富士通総研

経済研究所主任研究員、内閣官房国家戦略室内閣審議官の梶山恵司氏が同席することとなつてゐる。

なお総勢五十名の外部委員のうち、四名が岩手県から選ばれてい。制度関係の委員兼座長に岩手

大学農学部教授岡田秀二氏、路網・

作業システム関係に同教授澤口勇

雄氏、国産材の加工・流通関係に

住田町長多田欣一氏、さらに当N

J素流協の高橋常務理事も加工・

流通関係に加わつてゐることは前

号でご紹介した通りである。

各検討委員会の名称と検討事項

は次の通り。

#### ①森林・林業基本政策検討委員会

森林計画制度の見直しや補助金・

予算の見直しなど、森林・林業再生

プランに掲げている制度面の課題

への対応について検討。

#### ②路網・作業システム検討委員会

地域の条件に応じた路網作設技

術の確立や先進的な林業機械の導

入など、森林整備や木材生産の効

率化に必要となる路網・作業システ

ムを確立するための具体的な対策

について検討。

#### ③森林組合改革・林業事業体育成検討委員会

地域の森林管理の主体としての

森林組合の役割の明確化や生産性

の高い林業事業体の育成のための

具体的な対策等について検討。

#### ④人材育成検討委員会

人材育成マスター・プランの作成を始め、日本型フォレススター(※)等の技術者や路網作設オペレーター等技能者の育成のあり方や活用方法等について検討。

※フォレススター＝市町村の森林整備計画策定等において行政を補助

したり、森林所有者の経営指導や森林施業計画の作成を支援する者

として想定されている。海外では

公務員や有資格者がこれらの業務にあたつてゐる。

#### ⑤国産材の加工・流通・利用検討委員会

国産材の加工・流通構造や木材利

用の拡大など森林資源の活用を進めための対策の検討。

各検討委員会の会合は、二月初めから東京にて順次開催されてお

り、委員会に提出された資料や委員の意見の概要は林野庁ホームページで公開されている。

ちなみにトップをきつて二月一日に開催された路網・作業システム委員会では、森林の現況や路網

作設に関する技術的課題、これまでの取組み状況等が資料として提出されたが、その中で、路網整備の現況・課題として次の各点が示された。

◎作業道等の規格区分が不明瞭で技術普及等に支障◎作業道等作設技術が各地で発展、一方で、各地の条件に応じた普及の必要◎崩れにくい路網作設のさらなる技術向上◎利用間伐を主眼とした路網計画が必要◎路網整備の加速化に伴い作業道等が展開した場合の維持管理が必要(公共、共同施設)

なお今回の資料には路網作設に関する数値目標は示されていないが、巻末に「路網整備と施業集約化のイメージ」として、「ヘクタール当たり二〇〇メートルの作業路を入れた場合、車輪系林業機械を活用してグラップルのみによる集材が可能」として、一つのモデル図が示されているので転載する(図)。

今後各検討委員会は必要に応じて会合を重ね、今年六月には推進本部としての中間とりまとめを行う模様である。プランの立案状況

◎土質、地形等の諸条件や経営の考え方へ応じた適切な道づくりを普及するための議論を行う必要がある。◎路網の分類と規格、区分

が必ずしも明確になつてない中で、使用する機械や作業の目的などを踏まえた用語の共通化や整理

が不可欠である。◎将来を見据え

たそれぞれの作業システムの中で路網の役割などを整理すべき。

これを見ると、今はまだ路網整備の基本的な取組み姿勢を調整する段階であつて、全国的な普及に至るまでには、今後相当量の作業が必要であることがうかがえる。

なお今回の資料には路網作設に

が、巻末に「路網整備と施業集約化のイメージ」として、「ヘクタ

ル当たり二〇〇メートルの作業路を入れた場合、車輪系林業機械を

活用してグラップルのみによる集

材が可能」として、一つのモデル

図が示されているので転載する(図)。

今後各検討委員会は必要に応じて会合を重ね、今年六月には推進

本部としての中間とりまとめを行

う模様である。プランの立案状況

など、新しい情報が得られれば本

誌でも紹介していく。

## 二次補正事業『先進林業機械導入・オペレーター養成促進緊急対策事業』の概要

政府は「森林・林業再生プラン」を公表し、路網・作業システムの整備や人材の育成をすすめることによって木材自給率を十年後までに五〇%に引き上げるとしています。

そのための一つの施策として、第二次補正予算で「先進林業機械導入・オペレーター養成促進緊急対策事業」が創設されました。事業内容は大きく二つの項目に分かれています。その概要を紹介します。

### 2 路網作設オペレーターの養成

路網を作設するオペレーター等

を育成する事業で、研修と実習施工があります。

### トピックス 公共建築物木材利用促進法案の概要

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(案)」が

三月上旬閣議決定、六月頃成立を目指して国会で議論されています。

名を目標に養成し、十箇所程度のプロツクに分けて行われます。

更に、指導者は、全国で五十名

### ▽低層公共建築物を全て木造化

を目標に行われ、一箇所に集合しての研修がなされる予定です。

研修の受講資格は現在のところ特に定まっておらず、受講者の技術や経験の程度によると説明され

ています。

また、実習施工は、初級オペレーター研修の修了者が地元に帰つて路網作設の実習を行う場合、一人あたり五〇〇m、二、〇〇〇円/m以内(限度一〇〇万円)の助成がなされるとされています。

事業費は、研修が約二億円、実習施工が約一〇億円となっています。

事業費は、研修が約一〇億円となっています。

国が木造建築物に係る技術基準を整備して自らが率先垂範して利用し、地方公共団体へも積極的に普及を進めることによって、直接的には公共建築物等の木材利用の拡大を図り、間接的効果として一般建築物における木材利用を促進するとしています。

### 1 先進林業機械の導入・改良等

現在の我が国の高性能林業機械

は、建設用重機をベースマシーン

としたものであり、その機能は走行性や安定性等において課題があり、林業用ベースマシーンを使つた機械が求められてきました。

この項目では、北欧等で使われているものや現在わが国で開発中とされる林業用ベースマシーンを

導入・オペレーター養成促進緊急

対策事業」が創設されました。

事業内容は大きく二つの項目に分かれています。その概要を紹介します。

### 3 ロードマシンの導入

ロードマシンの導入は、建設用重機

をベースマシーンとしたものであります。

導入台数約十台、総事業費約八

億円が見込まれています。

この事業実施は、事業体が機械

メーカーや機械販売会社、研究機

関等と連携・協力して進めること

となります。

路網を作設するオペレーター等

を育成する事業で、研修と実習施工があります。

### 4 ロードマシンの導入

ロードマシンの導入は、建設用重機

をベースマシーンとしたものであります。

導入台数約十台、総事業費約八

億円が見込まれています。

この事業実施は、事業体が機械

メーカーや機械販売会社、研究機

関等と連携・協力して進めること

となります。

路網を作設するオペレーター等

を育成する事業で、研修と実習施工があります。

### 5 ロードマシンの導入

ロードマシンの導入は、建設用重機

をベースマシーンとしたものであります。

導入台数約十台、総事業費約八

億円が見込まれています。

この事業実施は、事業体が機械

メーカーや機械販売会社、研究機

関等と連携・協力して進めること

となります。

路網を作設するオペレーター等

を育成する事業で、研修と実習施工があります。

# 合法木材の生産を!

伐採届適合通知書や保安林伐採許可書を受取つてから伐採しなければ合法木材とはなりません。それらの写しを備えてください。

- ①保安林の場合→都道府県知事からの伐採許可書の写し
- ②森林施業計画を作っている民有林の場合→施業計画認定書の写し
- ③その他の民有林の場合→市町村へ提出した伐採届（適合通知書）の写し
- ④国有林の場合→売買契約書の写し

# 一葉 労働災害防止のために(2)

## ▽災害ゼロから危険ゼロへ

労働安全とは単に災害がないことではなく、作業での危険が無いということです。

即ち、労働災害防止とは、その原因となる危険要因を減らすことによって、労働災害を減らすということです。

その効果的な方法が「リスクアセスメント」です。

リスクアセスメントとは、作業にどの程度のリスクがあるかをランク付けし、事前に評価することです。

事業者は、法令によりリスクアセスメントの実施に努めなければならぬとされています。

△リスクアセスメントと危険予知(KY)活動との違い

作業現場では従来から「KY活動」が実施されてきています。

それ故、KY活動を実施している作業者は、危険に対する鋭い感受性と、具体的な危険要因を把握する力が磨かれています。

表 リスクアセスメントの利点

- ①現場でのリスク全体像が明確になる。
- ②リスクの洗い出しに見落としがない。
- ③全員がリスクを共有でき、重要性の認識ができる。
- ④安全対策の順位付けができる。
- ⑤コストと効果の面から有効な対策が実施できる。
- ⑥守るべき事項が明確になる。
- ⑦記録することにより、作業方法や技能などが伝承される。

リスクアセスメントは、定期的に設備や機械の改善、作業方法の見直しなどを行っていくことがあり、そのときの重要なポイントは、いかにして危険要因を洗い出すかということです。

普段からのKY活動を通じて高められた危険要因を把握する力が、リスクアセスメントの際に大いに活かされます。

このようにKY活動とリスクアセスメントは災害ゼロの職場づくりにとって車の両輪であるといえます。

## ▽リスクをお互いに感じ合える職

### 冗談欄 痩せ我慢県民

東京の気象情報会社が実施した「全国寒がり度調査」の結果が発表された。

KY活動は毎日或いは作業の都度、危険について話し合い、すぐ実践できる作業対策を実施する活動です。

意外なのが、岩手県が沖縄や九州各県よりも低く、最下位となっています。

岩手県民は遺伝子が違うのかそれとも痩せ我慢が強いのか。

## 場づくり

いかなる作業においても、リスクをゼロにすることは不可能あります。

事業体の全員がお互いに作業現場でのリスクを常に感じ合っていることが労働安全を確保する上で最も重要なこととなります。

事業者も作業者も全員が、「リスクをゼロにすることは不可能である」という共通認識をもち、お互に信頼し、危険について自由に話し合える職場の雰囲気づくりが、労働災害の無い職場づくりのため非常に重要なことなのです。

## 平成22年2月分の販売実績

1 合板用出荷量を前月と比較すると、スギが約1,890m<sup>3</sup>増加、カラマツが約110m<sup>3</sup>増加し、全体では約2,590m<sup>3</sup>増加している。昨年同月と比較すると、スギが約4,960m<sup>3</sup>増加、カラマツが約910m<sup>3</sup>増加、アカマツは約440m<sup>3</sup>増加し、全体では約6,310m<sup>3</sup>増加している。工場別では、ホクヨープライウッドが前月比較で約4,490m<sup>3</sup>増加、昨年同月比較では約7,620m<sup>3</sup>増加、北日本プライウッドは前月比較では1,900m<sup>3</sup>減少、昨年同月比較では約850m<sup>3</sup>増加となっている。これら増減の主原因は、工場側の受入調整によると考えられる。石巻2工場への出荷はなかった。なお、これら合板用出荷量のうちシステム販売取扱量は前月より約320m<sup>3</sup>増加している。

2 その他(合板用以外)の出荷量は前月より約1,470m<sup>3</sup>増加、昨年同月より約2,410m<sup>3</sup>増加している。

3 今年度の年間計画量に対する11ヶ月あたりの累積出荷量の割合(目標達成率)を92%とすると、今月の合板用出荷及び全体出荷は今年度計画数量を13~14%上回る進捗状況となっている。

樹種	長級	販売先				計	累計		
		合板用			その他		合板用	その他	計
		ホクヨープライウッド(株)	北日本プライウッド(株)	セイホク(株)、西北プライ(株)	小計		樹種別割合		
スギ	2.0	4,787	1,899		6,686	2,495	14,302	58,643	
	4.0	3,968	1,153		5,121			36,700	
	計	8,755	3,052		( 468 )			( 8,388 )	105,175
カラマツ	2.0	3,418	1,453		4,871	537	7,827	55,811	
	4.0	1,252	1,167		2,419			30,693	
	計	4,670	2,620		( 473 )			( 4,355 )	87,806
アカマツ	2.0	1,131			1,131	0	1,277	5,209	
	4.0	145			145			561	
	計	1,277			( 0 )			( 450 )	5,844
その他針 広葉樹						122	122	710	710
合 計		14,701	5,672		( 941 )	3,155	23,529	[ 0 ]	767
目標達成率								113.0	113.8
計 画 量								166,000	176,000

長級2.0には2.1を含む、( ) はシステム販売取扱量(内数)、[ ] はストックヤードからの出荷量(内数)

落穂拾い

政府は、十年後の二〇二〇年までに木材自給率を五〇%にするとしている。現在(平成十九年時点)、わが国の木材(用材)生産量は、一、八六三万m<sup>3</sup>で自給率が二二・六%である。それでは十年後の木材需要量はどの位かといふと、近年の木材需給の趨勢から八千万m<sup>3</sup>から一億m<sup>3</sup>の間と見るのが妥当だと思う。木材自給率を五〇%に上げるには、現在の年間木材生産量に対してもおよそ二・五倍の国産材、約四、六五〇万m<sup>3</sup>を供給しなければならない。逆に言えば、それだけの量の需要を喚起しなければならないのである。

さて一方、平成十九年におけるわが国の木材総供給量は八、三九〇万m<sup>3</sup>で、このうち製材用材が三、〇四五万m<sup>3</sup>(国内生産一、二〇〇万m<sup>3</sup>、輸入一、八四五万m<sup>3</sup>)、チップ用材・パルプが三、七一〇万m<sup>3</sup>(国内生産四六七万m<sup>3</sup>、輸入三、二四三万m<sup>3</sup>)、合板用・その他用材が一、四七八万m<sup>3</sup>(国内生産一九七万m<sup>3</sup>、輸入一、二八一m<sup>3</sup>)等となっている。これら数値の輸入の部分を少し細かく見てみると、製材用材の輸入については製材品が一、一六五万m<sup>3</sup>(六三%)、丸太六八〇万m<sup>3</sup>(三七%)で、チップ用材・パルプについては丸太輸

入がほとんどなくて、木材チップ二、五七〇万m<sup>3</sup>、木材パルプ六八〇万m<sup>3</sup>という半製品の形で輸入されている。合板用材・その他用材の中の合板用材は九六三万m<sup>3</sup>のうち丸太が三六〇万m<sup>3</sup>(三七%)、製品合板が六〇三万m<sup>3</sup>(六三%)であり、その他用材(三一八万m<sup>3</sup>)についてはそのほとんどが製品の形で輸入されている。

木材自給率を上げるということは、外國から輸入する丸太や木材製品・半製品に加えて国産材を原料とした製品に転換するということである。それは我が国の木材需給構造を十年という短い期間内で大変革するということである。それはわが国の木材資源は量的に増大を続けており、蓄積的ボテンシャルはあると言つてもよいであろう。だが仮に山元の木材生産能力があるとして、二・五倍に増える国産材の流通と供給を引き受ける体制ができるのかということである。政府は、「だから森林・林業再生プランを早急に樹立して、その着実な実行によつて木材自給率五〇%を達成するのである」と言うであろう。

森林・林業・木材産業において久々と云うか、否、これまでになかつたような壮大な構想の実現を衷心から期待したいものである。